担当課長:総合環境政策局総務課長

	担当課長:総合環境政策局総務課長	
施策名	環境影響評価等	
1 施策の概要	環境保全を効果的・効率的に行うためには、国などの施策や事業の策定・ 実施に当たって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要であ ることを踏まえ、次のような施策を推進する。	
	(1) 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、 環境影響評価法等に基づく環境影響評価が適切に実施されるよう、情報 提供の推進や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、個別の案件 について、環境大臣意見の提出等を行う。	
	. ,	意思決定に統合するため、事業実施段階に先 「ラムに対する戦略的環境アセスメント(SE を進める。
2(1) 施策の目的、目標・達成時期		2 (2) 達成状況
の適切な配慮を確	全保する。特に、環境影響の それのある事業については、	(1) 法の施行状況を踏まえ、環境分野ごとの 技術手法の検討など制度の充実を図るととも に、個別案件における環境影響評価が適切に 実施されるよう、環境大臣意見の提出等を行った。 (2) SEAについては、平成12年8月に、 基本的な考え方、留意点を整理した環境庁 「戦略的環境アセスメント検討会」報告書を とりまとめ、12月に政府として新環境基本 計画においてSEAを位置づけた。
3 課題の体系 (1)環境影響評価制度の実施及び充実 環境影響評価制度等の実施 情報提供の推進 適切な意見形成の推進 技術手法の向上 環境影響評価の適正な審査 環境影響評価後のフォロー (2)戦略的環境アセスメントの推進 戦略的環境アセスメントの推進		
4 評価	しかし、旧制度に比べてア 生態系、温暖化など新 普及、更にはこれらを集 新しい手続である方法 に関して事業者や住民に 必要。 アセスメントの結果が 十分実施されたかなどが	及び充実 から新法制度への移行が概ね着実に行われた。 セスの対象分野が広がったため、 しい対象分野をはじめ、技術手法の整理、 約した基本的事項等の改定が必要。 書の作成、より拡大された住民意見の提出など より的確な環境情報やツールを提供することが 「実態と合っているかどうか、予定された対策が 「厳しく問われてきており、再評価(レビュー) ローアップの強化が必要。

(2) 戦略的環境アセスメントの推進

環境基本計画を踏まえ、我が国における早急な導入を図るため、環境省が牽引役となって個別分野を対象にSEAの手法等の検討を示すとともに、事業所管官庁や地方公共団体における検討・実績づくりを促進することが必要。

もっと早期の「政策」段階での環境配慮についても社会的関心が高く SEAの検討を進める必要がある。